The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（四）：襄公十三～十五年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2002, 31, p. 77-112
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61246
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（四）

――襄公十三年～十五年

岩本憲司

〔襄公十三年〕

經十有三年春公至自晉

經夏取邿

注「邿」は、小國である。任城の亢父縣に邿亭がある。傳例に「『取』と書いているのは、容易だったことを言わんとしてである」（下の傳文）とある。

附『說文』に「邿　附庸國　在東平亢父邿亭（中略）春秋傳曰　取邿」とあるのを參照。

經秋九月庚辰楚子審卒

注共王である。（名を書いているのは）成公二年に大夫が蜀で盟った（からである）。

附注の前半については、下の傳文に「秋楚共王卒」とある。なお、『國語』楚語上「莊王使士亹傅太子箴」の韋注に「箴　恭王名也」とあるのを參照。

注の後半については、成公二年に「丙申公及楚人秦人宋人陳人衛人鄭人齊人曹人邾人薛人鄫人盟于蜀」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名禮也」とあるのを參照。

經冬城防

傳十三年春公至自晉　孟獻子書勞于廟　禮也

注（「書勞」とは）勳勞を簡策に書いたのである。桓公二年の傳に「『公が唐からもどった』とあるのは、（もどったことを）廟に報告したからである。凡そ、公が外出するときは、（そのことを）宗廟に告げ（てから行き）、外出からもどれば、（もどったことを宗廟に報告し、）

飲至の禮を行ない、（それがおわって）爵〔さかづき〕を置くと、勲勞を簡策に書く、のが、禮である」とある。また、桓公十六年の傳に「『公が鄭の討伐からもどった』とあるのは、飲至の禮を行なったからである」とある。とすれば、もどったことを宗廟に報告するのと、飲至の禮を行なうのと、勲勞を簡策に書くのとの、三つの事のうち、一つの禮しか行なわなかった場合も、やはり、もどったことを書くのであり、三つとも闕いた場合に限り、もどったことを書かないのである。（つまり）傳は、獻子の事に因んで、凡例を（より）はっきりさせたのである。（なお）これらのことは、『釋例』に詳しい。

(附)桓公二年の傳の注に「爵　飲酒器也　既飲置爵　則書勲勞於策　言速紀有功也」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「公行　或朝或會　或盟或伐　得禮失禮其事非一　故傳隨而釋之　於盟釋告廟　嫌他例不通　故復揔云　凡公行　告于宗廟　反行　飲至舍爵策勲焉　禮也　此以明公之出竟　當無不告　及其反也　則必飲至有功則策勲　故公至自伐鄭　傳重言以飲至之禮　孟獻子書勞于廟　傳復云禮　所以反覆凡例也　公朝於晉　而獻子書勞　知策勲非唯討伐之功　雖或常行　有以定國安民亦書功於廟也　然則凡反行飲至　必以嘉會昭告祖禰有功則舍爵策勲　無勞　告事而已」とある。

(傳)夏邿亂　分爲三

(注)國が分かれて三部となり、志力〔氣力？〕がそれぞれ異なった。

(附)莊公十一年の傳文「皆陳曰戰」の注に「堅而有備　各得其所　成敗決於志力者也」とある。

(傳)師救邿　遂取之

(注)（「師」とは）魯の師である。經が「師」と稱していないのは、二千五百人に滿たなかったからである。傳は、（軍旅の）通稱として言ったのである。

(附)定公四年の傳文「君行師從」の注に「二千五百人」とある。また、隱公十年の傳文「八月壬戌鄭伯圍戴　癸亥克之取三師焉」の注に「師者　軍旅之通稱」とある。なお、隱公二年「夏五月莒人入向」の疏に引く『釋例』に「大夫將　滿師稱師　不滿稱人而已　卿將　滿師則兩書　不滿則直書名氏　君將　不言帥師　卿將　不言帥旅　此史策記注之常」とあるのを參照。

(傳)凡書取　言易也

(注)師徒を用いなかった場合、及び、師徒を用いても苦勞させなかった場合である。たとえ國であっても、やはり、「取」という。

(附)疏に引く『釋例』に「取者　乘其衰亂　或受其潰叛　或

用小師而不頓兵勞力　則直言取　如取如攜　言其易也
傳四發取例者　郜以師徒　鄫叛而來　根牟東夷　鄅附庸
國名　各不同故也　郜爲小國　非邑非夷　故以凡例附
之」とある。なお、昭公四年の傳文に「凡克邑　不用師徒曰取」とあるのを參照。

(傳)用大師焉曰滅

(注)敵の抵抗にあい、（殺して）耳をきりとったり、生け捕りにしたりして、勞力を多大に費やした場合である。たとえ邑であっても、やはり、「滅」という。

(附)僖公二十二年の傳文に「楚子使師縉示之俘馘」とあり、注に「俘　所得囚　馘　所截耳」とある。

(傳)弗地曰入

(注)相手の國や邑に勝ち、その土地を占有しなかった場合をいう。

(附)疏に引く『釋例』に「狄滅衛　而書入者　狄無文告　衛之君臣死盡　齊桓存之　以告諸侯　言狄已去　不能有其土地也　曹背晉而奸宋　是以致討　宋公既還　而不忍褚師之詬　怒而反兵　一舉滅曹　滅非本志　故以入告也」とある。

(傳)荀罃士魴卒　晉侯蒐于緜上以治兵

(注)軍帥を任命しようとしたからである。必ず蒐を行なって任命するのは、衆人と共にするためである。

(傳)使士匄將中軍　辭曰　伯游長

(注)「伯游」は、荀偃である。

(傳)昔臣習於知伯　是以佐之　非能賢也

(注)七年に韓厥が引退すると、知罃が代わって中軍の將となり、士匄がその佐となった。匄は、今ここで、讓ろうとしたから、"あの時の拔擢は、自分が賢であったためではない"と言ったのである。事は、九年にみえる。

(附)九年の傳文に「韓厥老矣　知罃稟焉以爲政（注　代將中軍）范匄少於中行偃　而上之　使佐中軍」とある。なお、七年の傳文に「冬十月晉韓獻子告老（中略）遂老」とあり、注に「韓厥致仕」とある。

(傳)請從伯游　荀偃將中軍

(注)荀罃に代わったのである。

(附)ここの傳文については、王引之『經義述聞』に「家大人曰　荀偃上當有使字　晉侯使士匄將中軍　而士匄辭以荀偃　故使荀偃將中軍　士匄佐之　脫去使字　則文義不明　自唐石經已然　而各本皆沿其誤　下文使韓起將上軍辭以趙武　使趙武將上軍　韓起佐之　趙武上亦有使字也　太平御覽職官部三十五人事部六十四引此　竝作使荀偃將中軍」とある。

(傳)士匄佐之

㊟位がもとどおりであった。

傳使韓起將上軍　辭以趙武　又使欒黶

㊟武は位が低かったから、（晉侯は）きき入れず、更めて欒黶を任命しようとした。

傳辭曰　臣不如韓起　韓起願上趙武　君其聽之　使趙武將上軍

㊟武は、新軍（の將）から、四等級とびこえて、荀偃に代わったのである。

附九年の傳文に「魏絳多功　以趙武爲賢　而爲之佐」とあり、注に「武　新軍將」とある。また、同年の傳文に「范匄少於中行偃　而上之　使佐中軍」とあり、注に「偃將上軍」とある。

傳韓起佐之

㊟位がもとどおりであった。

附九年の傳文に「韓起少於欒黶　而欒黶士魴上之　使佐上軍」とあり、注に「起佐上軍」とある。

傳欒黶將下軍　魏絳佐之

㊟黶もまた、もとどおりであった。絳は、新軍の佐から、一等級とびこえて、士魴に代わったのである。

附すぐ上の附にあげた九年の傳文の注のつづきに「黶將下軍　魴佐之」とある。また、九年の傳文に「魏絳多功　以趙武爲賢　而爲之佐」とあり、注に「武　新軍將」とある。

傳新軍無帥

㊟將〔趙武〕・佐〔魏絳〕が、いづれもみな、（上位に）遷った（からである）。

傳晉侯難其人　使其什吏率其卒乘官屬　以從於下軍　禮也

㊟（人物の）舉用を愼重にするという禮にかなっていた。

附二十九年の傳文に「吾子爲魯宗卿　而任其大政　不愼舉何以堪之　禍必及子」とある。

傳晉國之民是以大和　諸侯遂睦　君子曰　讓　禮之主也　范宣子讓　其下皆讓　欒黶爲汰　弗敢違也　晉國以平　數世賴之　刑善也夫

㊟「刑」は、法〔のっとる〕である。

附『詩』大雅〈文王〉「儀刑文王　萬邦作孚」の毛傳に「刑　法」とあるのを參照。

なお、傳文の「汰」は、挍勘記に從って、「汏」に改める。

傳一人刑善　百姓休和　可不務乎　書曰　一人有慶　兆民賴之　其寧惟永　其是之謂乎

㊟周書の〈呂刑〉である。「一人」は、天子である。「寧」は、安であり、「永」は、長である。上の者に善を好むという慶事があれば、下の者はその福祿を蒙る、という點に意義を取ったのである。

(附)僞孔傳に「天子有善　則兆民賴之　其乃安寧長久之道」とあるのを參照。

(傳)周之興也　其詩曰　儀刑文王　萬邦作孚

(注)「詩」は、大雅（文王）である。文王は正しく法を用いたから、よく萬國に信任された、ということである。「孚」は、信である。

(附)毛傳に「刑　法　孚　信也」とあるのを參照。なお、異說として、安井衡『左傳輯釋』に「儀刑皆法也　言羣臣象法文王　故萬國皆信服之　上言范宣子讓　其下皆讓是法善也　故引此詩而證之　以刑善結之　注疏訓儀爲善　解刑爲用法　失之」とある。

(傳)言刑善也　及其衰也　其詩曰　大夫不均　我從事獨賢

(注)「詩」は、小雅（北山）である。幽王が（大夫を）使うのに公平でなく、そのため、事にたづさわった者（使われた者）がうらみ、自分の功勞を（ことさらに）誇って、（使われたからには）自分だけが賢であると主張し、（他人に）讓る氣持ちがなかった、ことを譏っているのである。

(附)詩序に「北山　大夫刺幽王也　役使不均　己勞於從事而不得養其父母焉」とあるのを參照。

(傳)言不讓也　世之治也　君子尙能而讓其下

(注)能力のある者が下位にいれば、貴んで、その者に讓る、ということである。

(傳)小人農力以事其上　是以上下有禮　而讒慝黜遠　由不爭也　謂之懿德　及其亂也　君子稱其功以加小人

(注)「加」は、陵（しのぐ）である。「君子」は、位にいる者である。

(附)『論語』公冶長「我不欲人之加諸我也　吾亦欲無加諸人」の〈集解〉に「馬曰　加　陵也」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈雨無正〉「凡百君子　各敬爾身」の鄭箋に「凡百君子　謂衆在位者」とあるのを參照。

(傳)小人伐其技以馮君子

(注)「馮」もまた、陵である。自らその能力を誇るのを「伐」という。

(附)『周禮』大司馬「馮弱犯寡則眚之」の注に「馮猶乘陵也」とあるのを參照。また、『書』大禹謨「汝惟不伐　天下莫與汝爭功」の僞孔傳に「自功曰伐」とあるのを參照。

(傳)是以上下無禮　亂虐並生　由爭善也

(注)（「爭善」とは、互いに）自分の方が善であると主張して爭う（〈讓らない〉、ということである。

(傳)謂之昏德　國家之敝　恒必由之

(注)傳は、晉が興起したわけを言っているのである。

(傳)楚子疾　告大夫曰　不穀不德　少主社稷　生十年而喪先

君　未及習師保之教訓　而應受多福

㊟「多福」とは、君となったことをいう。

㊳是以不德　而亡師于鄢

㊟「鄢」は、成公十六年にある。

㊫成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄢陵　楚子鄭師敗績」とある。

㊳以辱社稷　爲大夫憂　其弘多矣

㊟「弘」は、大である。

㊫『詩』小雅〈節南山〉「天方薦瘥　喪亂弘多」の毛傳に「弘　大也」とあるのを參照。なお、昭公八年の傳文に「康叔所以服弘大也」とある。

㊳若以大夫之靈　獲保首領以歿於地　唯是春秋窀穸之事

㊟「窀」は、厚であり、「穸」は、夜である。厚夜は、長夜と同じである。「春秋」とは、祭祀をいい、長夜〔「窀穸」〕とは、埋葬をいう。

㊫注の「窀　厚也」については、『國語』晉語四に「屯厚也」とあるのを參照。

注の「春秋謂祭祀」については、『孝經』喪親章に「春秋祭祀　以時思之」とあるのを參照。

注の「長夜謂葬埋」については、『文選』卷第二十一曹子建〈三良詩〉に「攬涕登君墓　臨穴仰天歎　長夜何冥冥　一往不復還」とあるのを參照。

㊳所以從先君於禰廟者

㊟先君の後を追い、（先君に）代わって禰廟となる〔禰廟に入る〕、ということである。

㊳請爲靈若厲

㊟惡い諡を受けて、先君に（自分の處罰を）ゆだねようとしたのである。亂れているのにそこなわれないのを「靈」といい、不辜を殺戮するのを「厲」という。

㊫二年の傳文「君子是以知齊靈公之爲靈也」の注に「諡法亂而不損曰靈」とある。なお、その㊫を參照。また、『國語』楚語上「請爲靈若厲」の章注に「亂而不損曰靈殺戮不辜曰厲」とあるのを參照。

㊳大夫擇焉　莫對　及五命　乃許　秋楚共王卒　子囊謀諡

大夫曰　君有命矣　子囊曰　君命以共　若之何毀之赫赫楚國　而君臨之　撫有蠻夷　奄征南海　以屬諸夏而知其過　可不謂共乎　請諡之共　大夫從之

㊟傳は、子囊が善であったことを言っているのである。

㊳吳侵楚　養由基奔命　子庚以師繼之

㊟「子庚」は、楚の司馬である。

㊫十二年の傳文に「楚司馬子庚聘于秦　爲夫人寧　禮也」とある。

㊳養叔曰　吳乘我喪　謂我不能師也

㊟「養叔」は、（上の）養由基である。

㊳必易我而不戒

㊟「戒」は、備である。

㊫三年の傳文「不虞之不戒」の注に、同文がみえる。なお、『國語』晉語六「君與二三臣其戒之」の韋注に「戒　備也」とあるのを參照。

㊳子爲三覆以待我

㊟「覆」は、伏兵である。

㊫隱公九年の傳文「君爲三覆以待之」の注に、同文がみえる。

㊳我請誘之　子庚從之　戰于庸浦

㊟「庸浦」は、楚地である。

㊳大敗吳師　獲公子黨　君子以吳爲不弔

㊟（「不弔」とは）天の道を用いて相手をあわれむことをしない、ということである。

㊫十四年の傳文「有君不弔」の注に「弔　恤也」とある。

㊳詩曰　不弔昊天　亂靡有定

㊟昊天にあわれまれなければ、罪をまねく、ということである。明年の、向で會したこと、のために傳したのである。

㊫『會箋』に「吳不弔於人　故天亦不弔於吳也」とあるのを參照。なお、十四年に「春王正月季孫宿叔老會晉士匄齊人宋人衞人鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人會吳于向」とあり、傳に「春吳告敗于晉　會于向　爲吳謀楚故也　范宣子數吳之不德也　以退吳人」とある。

㊳冬城防　書　事時也

㊟土木工事には（一應）きめられた時節があるけれども、（實は）事の間（農事の閑暇）ならばいつでも、時（土木工事に適切な時期）として認められるのである。

㊫疏に引く『釋例』に「冬城防　臧武仲請畢農事　故傳曰　書　事時也　言興作出火見致用之前　亦得兼以事時而禮之」とある。また、莊公二十九年の傳文に「凡土功龍見而畢務　戒事也　火見而致用　水昏正而栽　日至而畢」とある。なお、異說として、『會箋』に「言土功之事得時也　桓十六年冬城向　書　時也　傳稱冬城而釋之者　與此再出　此所以變文加事字也　與曰書時也無以異矣　杜非」とある。

㊳於是將早城　臧武仲請俟畢農事　禮也

㊳鄭良霄大宰石奐猶在楚

㊟十一年に楚人が二人を執えたまま、ここに至っていた。

㊫十一年の傳文に「鄭人使良霄大宰石奐如楚　告將服于晉（中略）楚人執之」とある。

傳 石奠言於子囊曰　先王卜征五年

注 征に先立って、五年前から吉凶を卜ったのである。「征」とは、巡守をいう。「征」は、行である。

附 『周禮』大卜「以邦事作龜之八命　一曰征」の注に「玄謂征亦云行　巡守也」とあるのを參照。

傳 而歲習其祥　祥習則行

注 五年間に五たび卜い、いづれもみな吉であってはじめて、巡守したのである。

傳 不習　則增脩德而改卜

注 「不習」とは、卜って不吉と出ることをいう。

傳 今楚實不競　行人何罪

注 （「不競」とは）德を脩めて晉と競うことが出來ない、ということである。

附 異說として、朱彬『經傳攷證』に「彬謂　不競　言楚不能自強　非不能修德與晉競之謂」とある。ちなみに、宣公元年の傳文「故不競於楚」等の注には「競　强也」とある。

傳 止鄭一卿　以除其偪

注 「一卿」とは、良霄をいう。

傳 使睦而疾楚　以固於晉　焉用之

注 位がおびやかされなければ、大臣はむつまじくし、楚をにくめば、晉につかえる氣持ちが堅固になる。

傳 使歸而廢其使

注 （良霄が、使いとして）楚に行って執えられたにもかかわらず、鄭が、そのまま晉に堅くつかえた、ということは、鄭が、（良霄が）使いに出された本來の趣意を廢棄した、ということである。

附 ここの注は、おかしい。ちなみに、異說として、下の疏に「往者　鄭使良霄向楚　其意欲得楚執良霄　鄭得堅事晉國　是鄭本遣良霄　其意如此　今若放良霄　使歸於鄭　則鄭不得堅事晉國　是廢其本使之意　蘇氏之說亦然也」とある。

なお、傳文の「廢其所」の「所」は、諸本に從って、「使」に改める。

傳 怨其君以疾其大夫　而相牽引也　不猶愈乎　楚人歸之

附 疏に「服虔云　愈猶病愈」とある。

〔襄公十四年〕

經 十有四年春王正月季孫宿叔老會晉士匄齊人宋人衛人鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人會吳于向

注 「叔老」は、聲伯の子である。魯が、二卿を晉との會に參加させ、霸國に敬事したため、晉人は、これ以後、魯の幣〔みつぎもの〕を輕減して、その使いをより敬するようになった。だから、叔老は、介〔副使〕であるにも

かかわらず、（正使の季孫宿と）同じく會にならべられているのである。（この時）齊の崔杼・宋の華閱・衛の北宮括が會に參加したが、怠惰で、きちんとしなかったから、貶して「人」と稱しているのである。おそらく、それによって、諸侯を統率し霸功を成就しようとしたのであろう。（なお）吳が（先に）向に來ており、諸侯が（往って）これと會したから、（別に）「會吳」と言っているのである。「向」は、鄭地である。

㈜注の「魯使二卿會晉云云」については、下の傳文に「於是子叔齊子爲季武子介以會　自是晉人輕魯幣而益敬其使」とあり、注に「齊子　叔老字也　言晉敬魯使　經所以並書二卿」とある。なお、僖公二十六年に「公子遂如楚乞師」とあり、傳に「東門襄仲臧文仲如楚乞師」とあり、注に「臧文仲爲襄仲副使　故不書」とあるのを參照。また、文公十八年の穀梁傳文に「使舉上客而不稱介」とあるのを參照。

注の「齊崔杼宋華閱衛北宮括云云」については、下の傳文に「於是齊崔杼宋華閱仲江會伐秦　不書　惰也　向之會亦如之　衛北宮括不書於向（注　亦惰）書於伐秦　攝也（注　能自攝整）」とある。なお、注の「督率」及び「弭成」は、いづれもみな、連文とみる。

注の「吳來在向云云」については、十年「春公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光會吳于柤」の注に「吳子在柤　晉以諸侯往會之　故曰會吳」とある。

㊀二月乙未朔日有食之

㊟傳はない。

㊀夏四月叔孫豹會晉荀偃齊人宋人衛北宮括鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人伐秦

㊟齊・宋の大夫を書いていない（「人」と稱している）のは、向の場合と同義である。

㈜上の經の注に「齊崔杼宋華閱衛北宮括在會　惰慢不攝故貶稱人　蓋欲以督率諸侯弭成霸功也」とある。なお、その㈜を參照。

㊀己未衛侯出奔齊

㊟（この事件について）諸侯の簡策には、「孫・甯が衛侯を追い出した」と書かれていた。（しかし）《春秋》では、自ら奔亡の禍を招いたと考えるから、諸侯が國を失った場合、いづれもみな、君を追い出した賊を書かないのである。（なお）名を書いていないのは、（單に）赴告に從ったのである。

(附)疏に引く『釋例』に「諸侯奔亡　皆迫逐而苟免　非自出也　傳稱　孫林父甯殖出其君　名在諸侯之策　此以臣名赴告之文也　仲尼之經　更沒逐者之主名　以自奔爲文責其君不能自安自固　所犯非徒所逐之臣也　衛赴不以名而燕赴以名　各隨赴而書之　義在於彼　不在此也」とある。なお、二十年の傳文に「衛甯惠子疾　召悼子曰　吾得罪於君　悔而無及也　名藏在諸侯之策　曰　孫林父甯殖出其君」とあるのを參照。

(經)莒人侵我東鄙

(注)傳はない。鄆に入ったことに報復したのである。

(附)十二年に「春王三月莒人伐我東鄙　圍台　季孫宿帥師救台　遂入鄆」とあり、注に「鄆　莒邑」とある。

(經)秋楚公子貞帥師伐吳

(經)冬季孫宿會晉士匄宋華閱衛孫林父鄭公孫蠆莒人邾人于戚

(傳)十四年春吳告敗于晉

(注)前年、楚に敗れた。

(附)十三年の傳文に「吳侵楚　養由基奔命（中略）戰于庸浦大敗吳師」とある。

(傳)會于向　爲吳謀楚故也

(注)吳のために楚を伐つことを相談した。

(傳)范宣子數吳之不德也　以退吳人

(注)吳が楚の喪中を伐ったから、不德であるとし、吳を責めてかえらせ、結局、（吳の）ために楚を伐つことはしなかった。

(附)十三年の傳文に「吳乘我喪」とある。なお、昭公二年の傳文「使吏數之」の注に「責數其罪」とあるのを參照。

(傳)執莒公子務婁

(注)會に參加したのに書いていない〔「人」と稱している〕のは、卿ではなかったからである。

(傳)以其通楚使也

(注)莒は、楚についていたから、毎年のように魯を伐ったのである。

(附)十年に「秋莒人伐我東鄙」とあり、十二年に「春王三月莒人伐我東鄙」とあり、この年に「莒人侵我東鄙」とある。

(傳)將執戎子駒支

(注)「駒支」は、戎子の名である。

(傳)范宣子親數諸朝

(注)行く先々にも朝位を設けたのである。

(傳)曰　來　姜戎氏　昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州

㊟四嶽の後裔は、いづれもみな、姜姓であり、また、別れて允姓となった。「瓜州」は、その地が今の燉煌にあった。

㊟下の傳文に「謂我諸戎是四嶽之裔冑也」とあり、注に「四嶽　堯時方伯　姜姓也」とある。また、昭公九年の傳文に「故允姓之姦居于瓜州」とあり、注に「允姓　陰戎之祖（中略）瓜州　今敦煌」とある。また、僖公二十二年の傳文「秋秦晉遷陸渾之戎于伊川」の注に「允姓之戎居陸渾」とある。なお、『國語』周語下に「祚四嶽國命以侯伯　賜姓曰姜」とあるのを參照。また、『漢書』地理志下に「敦煌郡（中略）敦煌（中略）杜林以爲古瓜州地」とあるのを參照。

なお、注の「姓姜」は、挍勘記に從って、「姜姓」に改める。

傳乃祖吾離被苫蓋

㊟「蓋」は、苫の別名である。

㊟『說文』に「蓋　苫也」とあるのを參照。

傳蒙荆棘　以來歸我先君

㊟「蒙」は、冒（かぶる）である。

㊟成公十七年の傳文「與婦人蒙衣乘輦而入于閎」の注に「蒙衣　亦爲婦人服　與婦人相冒」とある。

傳我先君惠公有不腆之田

㊟「腆」は、厚である。

㊟僖公三十三年の傳文「不腆敝邑」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳與女剖分而食之

㊟半分にわけるのを「剖」という。

傳今諸侯之事我寡君不如昔者　蓋言語漏洩　則職女之由

㊟「職」は、主である。

㊟八年の傳文「職競作羅」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳詰朝之事　爾無與焉

㊟「詰朝」は、明旦である。會事に參加させまいとしたのである。

㊟注の「詰朝　明旦」については、僖公二十八年の傳文「詰朝將見」の注に「詰朝　平旦」とある。なお、その㊟を參照。

傳與　將執女　對曰　昔秦人負恃其衆　貪于土地　逐我諸戎　惠公蠲其大德

㊟「蠲」は、明である（『爾雅』釋言）。

傳謂我諸戎是四嶽之裔冑也

㊟「四嶽」は、堯の時の方伯で、姜姓である。「裔」は、遠である。「冑」は、後である。

㊟注の「四嶽　堯時方伯　姜姓也」については、『國語』

周語下に「祚四嶽國　命以侯伯　賜姓曰姜」とあり、韋注に「堯以四嶽佐禹有功　封之於呂　命爲侯伯　使長諸侯也」とあるのを參照。

注の「裔　遠也」については、文公十八年の傳文「投諸四裔」等の注に、同文がみえる。

注の「冑　後也」については、『國語』周語上「懷公無冑」の韋注に「冑　後也」とあるのを參照。

傳 毋是翦棄

注 「翦」は、削である。

附 宣公十二年の傳文「其翦以賜諸侯」等の注に、同文がみえる。

傳 賜我南鄙之田　狐貍所居　豺狼所嗥　我諸戎除翦其荆棘　驅其狐貍豺狼　以爲先君不侵不叛之臣　至于今不貳

注 (「不侵不叛」とは) 内で侵すこともせず、外で叛くこともしない、ということである。

傳 昔文公與秦伐鄭　秦人竊與鄭盟　而舍戍焉

注 僖公三十年にある。

附 僖公三十年の傳文に「秦伯說　與鄭人盟　使杞子逢孫楊孫戍之　乃還」とある。

傳 於是乎有殽之師

注 僖公三十三年にある。

附 僖公三十三年に「夏四月辛巳晉人及姜戎敗秦師于殽」とある。

傳 晉禦其上　戎亢其下

注 「亢」は、當〔あたる〕と同じである。

附 僖公二十八年の傳文「以亢其讎」の注に、同文がみえる。

傳 秦師不復　我諸戎實然　譬如捕鹿　晉人角之　諸戎掎之

注 その足を引っぱったのである。

傳 與晉踣之

注 「踣」は、僵〔たおす〕である。

附 『說文』に「踣　僵也」とあるのを參照。また、『國語』周語下「踣斃不振」の韋注に「踣　僵也」とあるのを參照。なお、十一年の傳文「踣其國家」の注に「踣　斃也」とある。

傳 戎何以不免　自是以來　晉之百役　與我諸戎相繼于時

注 晉の戰役を手助けするのに、間をあけることがなかった、ということである。

傳 以從執政　猶殽志也

注 心はいつも殽の時と同じで、途中で二心を懷くことなどなかった、ということである。

附 安井衡『左傳輯釋』に「無中二者　無中間有二心也」とあるのを參照。

傳 豈敢離邊　今官之師旅　無乃實有所闕　以攜諸侯　而罪我諸戎　我諸戎飲食衣服不與華同　贄幣不通　言語不達

何惡之能爲　不與於會　亦無薨焉

㊟「薨」は、悶（うれえる）である。

傳賦青蠅而退

㊟「青蠅」は、『詩』の小雅である。その中の〝愷悌の（たのしんでやすらかな）君子は、讒言など信じない〟という句に（意義を）取ったのである。

傳宣子辭焉

㊟「辭」は、謝（あやまる）である。

傳使卽事於會　成愷悌也

㊟「愷悌を成した」とは、讒言を信じなかったということである。（戎を經に）書いていないのは、戎は晉の屬國であったため、單獨で（他國と）通交することが出來なかったからである。

㊟僖公二十二年「春公伐邾取須句」の注に「須句雖別國而削弱　不能自通　爲魯私屬　若顓臾之比」とある。また、宣公十六年の傳文「春晉士會帥師滅赤狄甲氏及留吁鐸辰」の注に「鐸辰不書　留吁之屬」とある。

傳於是子叔齊子爲季武子介以會　自是晉人輕魯幣而益敬其使

㊟「齊子」は、叔老の字（あざな）である。晉が魯の使いを敬したから、經が二卿を兩方とも書いている、ということである。

㊟經の注に「魯使二卿會晉　敬事霸國　晉人自是輕魯幣而益敬其使　故叔老雖介　亦列於會也」とある。

傳吳子諸樊旣除喪

㊟「諸樊」は、吳子乘の長子である。乘が卒し、この春で十七箇月であるから、すでに、埋葬がおわって喪があけていた。

㊟十二年に「秋九月吳子乘卒」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬　同軌畢至　諸侯五月　同盟至」とあるのを參照。また、僖公九年の傳文「凡在喪　王曰小童　公侯曰子」の注に「在喪　未葬也」とあるのを參照。

傳將立季札

㊟「札」は、諸樊の少弟である。

㊟『史記』吳世家に「壽夢有子四人　長曰諸樊　次曰餘祭　次曰餘眛　次曰季札」とあるのを參照。

傳季札辭曰　曹宣公之卒也　諸侯與曹人不義曹君

㊟「曹君」とは、公子負芻で、太子を殺して自立した。事は、成公十三年にある。

㊟成公十三年の傳文に「秋負芻殺其大子而自立也」とある。なお、『史記』吳世家「季札謝曰　曹宣公之卒也　諸侯與曹人不義曹君」の〈集解〉に「服虔曰　宣公　曹伯廬

也　以魯成公十三年會晉侯伐秦　卒于師　曹君　公子負芻也　負芻在國　聞宣公卒　殺太子而自立　故曰不義之也」とあるのを參照。

傳將立子臧　子臧去之　遂弗爲也　以成曹君　君子曰　能守節　君　義嗣也

注諸樊は適子であるから、「義嗣」と言っているのである。

附『史記』吳世家「君　義嗣」の〈集解〉に「王肅曰　義宜也　嫡子嗣國　得禮之宜」とあるのを參照。

なお、『史記』吳世家「將立子臧　子臧去之　以成曹君」の〈集解〉に「服虔曰　子臧　負芻庶兄」とある。

傳誰敢奸君　有國　非吾節也　札雖不才　願附於子臧　以無失節　固立之　棄其室而耕　乃舍之

注傳は、季札の讓を言い、かつ、吳（の君位）が兄弟相傳であったことを明らかにしたのである。

附異說として、『會箋』に「公羊　季子弱而才　兄弟皆愛之　同欲以爲君　季子猶不受　謁請兄弟迭爲君而致國乎季子　皆曰諾　謁卽遏也　史記　壽夢有子四人　長曰諸樊　次曰餘祭　次曰餘昧　次曰季札　季札賢　而壽夢欲立之　據是　則兄弟相傳以及季札　此壽夢諸樊之意　非吳從來然也　世家　大伯卒　無子　弟仲雍立　其後至壽夢十八世　父子相承耳　三十一年趙文子之語　足以見兄弟相傳之意　杜失考」とある。

傳夏諸侯之大夫從晉侯伐秦　以報櫟之役也

注「櫟の役」は、十一年にある。

附十一年の傳文に「己丑秦晉戰于櫟　晉師敗績」とある。

傳晉侯待于竟　使六卿帥諸侯之師以進

注經が「晉侯」を稱していないわけを言ったのである。

附上の經に「夏四月叔孫豹會晉荀偃齊人宋人衞北宮括鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人伐秦」とある。

傳及涇　不濟

注諸侯の師が渡ろうとしなかったのである。「涇」水は、安定の朝那縣から出、京兆の高陸縣に至って渭水にそそいでいた。

附『漢書』地理志下に「安定郡（中略）涇陽　汧頭山在西禹貢涇水所出　東南至陽陵入渭」とあるのを參照。

傳叔向見叔孫穆子　穆子賦匏有苦葉

注『詩』の邶風である。（その中の）〝深ければ、衣をまくりあげ、淺ければ、裾をはしょる〟という句に意義を取ったのであり、自分は必ず渡るつもりである、ということである。

附毛傳に「以衣涉水爲厲　謂由帶以上也　揭　褰衣也」とあるのを參照。また、その疏に「鄭注論語及服注左傳皆云　由膝以上爲厲」とあるのを參照。また、『爾雅』釋

水に「繇膝以下爲揭　繇膝以上爲涉　繇帶以上爲厲」とあるのを參照。なお、『國語』魯語下に「魯叔孫賦匏有苦葉　必將涉矣」とある。

傳叔向退而具舟　魯人莒人先濟　鄭子蟜見衛北宮懿子曰　與人而不固　取惡莫甚焉　若社稷何　懿子說　二子見諸侯之師而勸之濟　濟涇而次

注傳は、北宮括が「伐秦」（の經）に書かれている（名氏を稱されている）わけを言ったのである。

附下の傳文に「衛北宮括不書於向　書於伐秦　攝也」とあり、注に「能自攝整　從鄭子蟜俱濟涇」とある。

傳秦人毒涇上流　師人多死

注毒水を飲んだからである。

傳鄭司馬子蟜帥鄭師以進　師皆從之　至于棫林

注「棫林」は、秦地である。

傳不獲成焉

注秦が降服しなかった。

附異說として、疏に「服虔云　不得成戰陳之事」とある。

傳荀偃令曰　雞鳴而駕　塞井夷竈

注（「井戸をふさぎ竈をこわす」のは）かえらないこと（必死の覺悟）を示すためである。

傳唯余馬首是瞻

注進むも退くも（すべて）自分に從え、ということである。

傳欒黶曰　晉國之命　未是有也　余馬首欲東　乃歸

注黶は、偃が自分勝手なのをにくんだから、偃をすておいて、歸ったのである。

傳下軍從之　左史謂魏莊子曰　不待中行伯乎

注「中行伯」は、荀偃である。「莊子」は、魏絳である。

附注の「莊子　魏絳也」については、四年の傳文「因魏莊子納虎豹之皮」の注に、同文がみえる。なお、注の「左史　晉大夫」の「夫」は、諸本に從って、「史」に改める。

傳莊子曰　夫子命從帥

注「夫子」とは、荀偃をいう。

傳欒伯　吾帥也　吾將從之　從帥　所以待夫子也

注命に從うことが待つことである、と考えたのである。欒黶は下軍の帥であり、莊子はその佐であったから、「吾帥」と言っているのである。

附十三年の傳文に「欒黶將下軍　魏絳佐之」とある。

傳伯游曰　吾令實過　悔之何及　多遺秦禽

注軍帥が仲違いすれば、秦にたくさん捕虜にされるおそれがある、ということである。

附異說として、王引之『經義述聞』に「家大人曰　多讀爲亦祇以異之祇　祇　適也　言我若不歸　則適爲秦所禽獲

而已　多與祇　古同聲而通用　襄二十九年傳　祇見疏也
正義祇作多云　多見疏　服虔本作祇見疏　解云　祇適也　晉宋杜本皆作多　論語子張篇　多見其不知量也
何注曰　適足自見其不知量　引之謹案　定十五年傳　存亡有命　事楚何爲　多取費焉　多亦讀爲祇　言服事楚國何益之有　適自取貢獻之費而已　昭十三年傳曰　祇取辱焉　二十六年傳曰　祇取誣焉　定四年傳曰　祇取勤焉哀十四年傳曰　祇取死焉　文義正相合也　哀八年傳不足以害吳　而多殺國士　不如已也　多亦讀爲祇　言不足以害吳　而適傷魯之國士也　哀十三年傳曰　無損於魯而祇爲名　文義正相合也」とある。ちなみに、襄公二十九年の傳文「多見疏也」の注にも「益疏我」とあって、杜預は、ここと同様に、「多」を文字通りの意味にとっている。

なお、注の「軍師」の「師」は、諸本に従って、「帥」に改める。また、傳の「吾今」の「今」は、諸本に従って、「令」に改める。

傳乃命大還　晉人謂之遷延之役

注「遷延」は、却退（しりごみ）である。

附『國語』吳語「彼近其國　有遷　我絶慮　無遷」の韋注に「遷　轉退也」とあるのを參照。

傳欒鍼曰　此役也　報櫟之敗也　役又無功　晉之恥也　吾有二位於戎路

注「欒鍼」は、欒黶の弟である。「二位」とは、黶が下軍の將で、鍼が車右である（兄弟二人が役目についている）、ことをいう。

附異說として、『會箋』に「戎路　君車也　戎右位次御者故曰有二位　杜非」とある。

傳敢不恥乎　與士鞅馳秦師　死焉　士鞅反

注「鞅」は、士匄の子である。

傳欒黶謂士匄曰　余弟不欲往　而子召之　余弟死　而子來是而子殺余之弟也　弗逐　余亦將殺之　士鞅奔秦

注欒黶は驕慢で、言い掛かりをつけて士鞅を追い出したのである。「而」は、女（なんじ）である。

附注の「而　女也」については、宣公十五年の傳文「余而所嫁婦人之父也」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳於是齊崔杼宋華閱仲江會伐秦　不書　惰也

注事に臨んで、怠惰で、きちんとしなかった（からである）。「仲江」は、宋の公孫師の子である。

附文公十八年の傳文に「使公孫師爲司城」とある。

傳向之會亦如之　衛北宮括不書於向

注（齊・宋と）同じく怠惰だった（からである）。

傳書於伐秦　攝也

㊟よく自分をきちんといましめ、鄭の子蟜に從って、いっしょに涇水を渡った（からである）。

㊟上の傳文に「鄭子蟜見衛北宮懿子曰　與人而不固　取惡莫甚焉　若社稷何　懿子說　二子見諸侯之師而勸之濟涇而次」とあり、注に「傳言北宮括所以書於伐秦」とある。なお、『儀禮』士冠禮「攝酒」の注に「攝猶整也」とあるのを參照。

傳秦伯問於士鞅曰　晉大夫其誰先亡　對曰　其欒氏乎　秦伯曰　以其汰乎　對曰　然　欒黶汰虐已甚　猶可以免其在盈乎

㊟「盈」は、黶の子である。

傳秦伯曰　何故　對曰　武子之德在民　如周人之思召公焉愛其甘棠　況其子乎

㊟「武子」は、欒書で、黶の父である。召公奭が、裁判するのに、（民に世話をかけないよう）甘棠の下で野宿したから、周人は召公を思慕し、その樹を保存して、〝伐ってはならない〟という詩を作った。（その詩は）召南にある。

㊟『史記』燕世家に「召公之治西方　甚得兆民和　召公巡行鄉邑　有棠樹　決獄政事其下　自侯伯至庶人各得其所　無失職者　召公卒　而民人思召公之政　懷棠樹不敢伐　哥詠之　作甘棠之詩」とあるのを參照。また、『說苑』貴德に「召公述職　當桑蠶之時　不欲變民事　故不入邑中　舍於甘棠之下而聽斷焉　陝間之人　皆得其所　是故後世思而歌詠之」とあるのを參照。また、『風俗通義』皇霸〈六國〉に「當農桑之時　重爲所煩勞　不舍鄉亭止于棠樹之下　聽訟決獄　百姓各得其所　壽百九十餘乃卒　後人思其德美　愛其樹而不敢伐　詩甘棠之所作也」とあるのを參照。また、『漢書』王吉傳に「昔召公述職　當民事時　舍於棠下而聽斷焉　是時人皆得其所　後世思其仁恩　至虖不伐甘棠　甘棠之詩是也」とあるのを參照。なお、『詩』召南〈甘棠〉に「蔽芾甘棠　勿翦勿伐　召伯所茇」とあり、鄭箋に「茇　草舍也　召伯聽男女之訟　不重煩勞百姓　止舍小棠之下而聽斷焉　國人被其德　說其化　思其人　敬其樹」とある。

なお、諸本に從って、注の「聽訟」の下に「舍」の字を補う。ちなみに、昭公二年の傳文「遂賦甘棠」の注に「召伯息於甘棠之下　詩人思之　而愛其樹」とある。

傳欒黶死　盈之善未能及人　武子所施沒矣　而黶之怨實章將於是乎在　秦伯以爲知言　爲之請於晉而復之

㊟（ここの傳は）二十一年の、晉が欒氏を滅したこと、のために本を張ったのである。

㊟二十一年の傳文に「秋欒盈出奔楚　宣子殺箕遺黃淵嘉父司空靖邢豫董叔邢師申書羊舌虎叔羆」とあり、注に「十

子皆晉大夫　欒盈之黨也」とある。
なお、注の「爲傳」は、おかしい。一つの可能性として、あるいは、「傳」が衍文なのかも知れない。というのも、例えば、莊公二十一年の傳文「鄭伯由是始惡於王」の注に「爲僖二十四年鄭執王使張本」とあり、また、文公七年の傳文「盍使睦者歌吾子乎　宣子說之」の注に「爲明年晉歸鄭衞田張本」とあり、また、同九年の傳文「叔仲惠伯曰　是必滅若敖氏之宗　傲其先君　神弗福也」の注に「爲宣四年楚滅若敖氏張本」とあるように、「爲〜張本」の形式の注には、いづれもみな、「爲」の下に「傳」の字がない、からである。もう一つの可能性として、あるいは、「傳爲」の誤りなのかも知れない。これならば、閔公二年の傳文「公侯之子孫　必復其始」の注に「傳爲魏之子孫衆多張本」という例がある。

(傳)衞獻公戒孫文子甯惠子食

(注)二子に勅戒して〔申しつけて〕、いっしょに宴食しようとしたのである。

(附)『史記』衞世家「獻公戒孫文子甯惠子食　皆往　日旰不召」の〈集解〉に「服虔曰　孫文子　林父也　甯惠子甯殖也　敕戒二子　欲共宴食」とあるのを參照。なお、宣公十二年の傳文「軍政不戒而備」の注に「戒　勅令」とある。

(傳)皆服而朝

(注)朝服を着て、朝で命を待ったのである。

(附)すぐ上の(附)にあげた服注のつづきに「皆服朝衣待命」とあるのを參照。

(傳)日旰不召

(注)「旰」は、晏〔くれる〕である。

(附)すぐ上の(附)にあげた服注のつづきに「旰　晏也」とあるのを參照。なお、哀公十三年の傳文「日旰矣」の注に「旰晚也」とある。

(傳)而射鴻於囿　二子從之

(注)公の後を追って囿まで行ったのである。

(附)『史記』衞世家「而去射鴻於囿　二子從之」の〈集解〉に「服虔曰　從公於囿」とあるのを參照。

(傳)不釋皮冠而與之言

(注)「皮冠」は、田獵〔かり〕の冠である。冠をとらない上に、食事も與えなかったのである。

(附)昭公二十年の傳文に「昔我先君之田也　旃以招大夫　弓以招士　皮冠以招虞人」とある。なお、『史記』衞世家に「公不釋射服與之言」とあるのを參照。

(傳)二子怒　孫文子如戚

(注)「戚」は、孫文子の邑である。

(附)『史記』衛世家「二子怒　如宿」の〈集解〉に「服虔曰　孫文子邑也」とあるのを参照。

(傳)孫蒯入使

(注)「孫蒯」は、孫文子の子である。

(附)『史記』衛世家に「孫文子子數侍公飲」とあるのを参照。

(傳)公飲之酒　使大師歌巧言之卒章

(注)「巧言」は、『詩』の小雅である。その卒章に〝彼が何者だというのだ。黄河のみぎわに居り、力も無く勇氣もないのに、亂の原因をつくってばかりいる〟とある。戚は衛の黄河のほとりの邑であったから、公は、これによって、文子が黄河のほとりに居て亂をおこすことを喩えようとしたのである。「大師」は、樂をつかさどる大夫である。

(附)僖公二十八年の傳文「余賜女孟諸之麋」の注に「水草之交曰麋」とある。なお、その(附)を参照。

(傳)大師辭　師曹請爲之

(注)(大師が)辭退したのは、不適切と考えたからである。「師曹」は、樂人である。

(附)『史記』衛世家「公令師曹教宮妾鼓琴」の〈集解〉に「賈逵曰　師曹　樂人」とあるのを参照。

(傳)初公有嬖妾　使師曹誨之琴

(注)「誨」は、教である。

(附)『禮記』檀弓上「夫子誨之墨曰」の注に「誨　教」とあるのを参照。また、『史記』衛世家に「公令師曹教宮妾鼓琴」とあるのを参照。なお、昭公二十八年の傳文に「教誨不倦曰長」とある。

(傳)師曹鞭之　公怒　鞭師曹三百　故師曹欲歌之　以怒孫子以報公　公使歌之　遂誦之

(注)孫蒯が理解しないことを恐れたからである。

(傳)蒯懼　告文子　文子曰　君忌我矣　弗先　必死

(注)公に先んじて亂をおこそうとしたのである。

(傳)幷帑於戚

(注)「帑」は、子である。

(附)文公六年の傳文「宣子使臾駢送其帑」の注に「帑　妻子也」とある。なお、その(附)を参照。

(傳)而入見蘧伯玉曰　君之暴虐　子所知也　大懼社稷之傾覆將若之何

(注)「伯玉」は、蘧瑗である。

(附)二十九年の傳文「適衛　說蘧瑗」の注に「蘧伯玉」とある。なお、『呂氏春秋』恃君覽〈召類〉「今蘧伯玉爲相」の高注に「伯玉　衛大夫蘧莊子無咎之子瑗　謚曰成子」とあるのを参照。

なお、『史記』衛世家「文子語蘧伯玉　伯玉曰　臣不知也」の〈集解〉に「賈逵曰　伯玉　衛大夫」とある。

傳對曰　君制其國　臣敢奸之

注「奸」は、犯と同じである。

附宣公十二年の傳文「事不奸矣」の注に「奸　犯也」とある。なお、その附を参照。

傳雖奸之　庸知愈乎

注君を追い出してかわりを立てても、よくなるかどうかわからない、ということである。

附昭公十年の傳文「庸愈乎」の注に「罪惡不差於陳鮑」とある。なお、『方言』第三に「差　愈也」とあるのを参照。

傳遂行　從近關出

注亂がおこるのを懼れ、すみやかに竟を出ようとしたのである。

傳公使子蟜子伯子皮與孫子盟于丘宮　孫子皆殺之

注三子は、衛の羣公子である。孫子を疑ったから、盟ったのである。「丘宮」は、戚の近くの地である。

附異說として、『會箋』に「此時伯玉出奔　林父叛形益明故盟以求和也　杜注不是」とある。

傳四月己未子展奔齊

注「子展」は、衛の獻公の弟である。

傳公如鄄

注「鄄」は、衛地である。

附莊公十四年「冬單伯會齊侯宋公衛侯鄭伯于鄄」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

傳使子行請於孫子　孫子又殺之

注和平を請いに往かせたのである。「子行」は、羣公子である。

附注に従って、傳の「子行」の下に、「請」の字を補う。なお、挍勘記を参照。

傳公出奔齊　孫子追之　敗公徒于阿澤

注濟北の東阿縣の西南部に大澤がある。

附莊公十三年「冬公會齊侯盟于柯」の注に「此柯　今濟北東阿　齊之阿邑　猶祝柯今爲祝阿」とある。なお、傳の「河」は、挍勘記に従って、「阿」に改める。

傳鄄人執之

注公の親兵が、敗戰によって逃げかえったから、公のために彼らを執えたのである。

附異說として、疏に「服虔云　執追公徒者　公如鄄　故鄄人爲公執之」とあり、また、陸粲『左傳附注』に「劉用熙曰　公雖居鄄　鄄人反執公徒　言公失民也」とある。

傳初尹公佗學射於庾公差　庾公差學射於公孫丁　二子追公

注「二子」とは、佗と差である。孫氏のために公を逐ったのである。

傳公孫丁御公

㊟公の御者であった。

傳子魚曰、射爲背師　不射爲戮　射爲禮乎

㊟「子魚」は、庾公差である。禮射では、的中することを求めない。

㊟『儀禮』鄉射禮に、「禮射不主皮」とあり、注に「禮射謂以禮樂射也　大射賓射燕射是矣　不主皮者　貴其容體比於禮　其節比於樂　不待中爲儁也」とあるのを參照。また、『論語』八佾に「射不主皮」とあり、〈集解〉に「馬曰　射有五善焉　一曰和　志體和　二曰和容　有容儀　三曰主皮　能中質　四曰和頌　合雅頌　五曰興武　與舞同　天子三侯　以熊虎豹皮爲之　言射者不但以中皮爲善　亦兼取和容也」とあるのを參照。なお、異說として、楊伯峻『春秋左傳注』に「射爲禮言在射與不射二者　射合於禮　杜注　禮射不求中　非傳意」とある。

傳射兩軥而還

㊟「軥」は、車軛〔くびき〕の曲がっている部分である。

㊟疏に「服虔云　車軛　兩邊叉馬頸者」とある。なお、『說文』に「軥　輮下曲者」とあるのを參照。

傳尹公佗曰　子爲師　我則遠矣　乃反之

㊟佗は丁について學んだわけではないから、「遠」と言ったのである。はじめは公差といっしょに退いたが、後悔して自分だけひきかえし、丁に矢を放ったのである。

㊟上の傳文に「初尹公佗學射於庾公差　庾公差學射於公孫丁」とある。

傳公孫丁授公轡而射之　貫臂

㊟佗の臂〔うで〕を貫いたのである。

傳子鮮從公

㊟「子鮮」は、公の同母弟である。

㊟下の傳文に「有母弟鱄以出」とある。

傳及竟　公使祝宗告亡　且告無罪

㊟宗廟に告げ（させようとし）たのである。

傳定姜曰　無神　何告　若有　不可誣也

㊟「誣」は、欺である。「定姜」は、公の適母〔父の正夫人〕である。

㊟成公十四年の傳文に「冬十月衞定公卒　夫人姜氏旣哭而息　見大子之不哀也　不內酌飲　歎曰　是夫也　將不唯衞國之敗　其必始於未亡人」とあり、注に「定姜言獻公行無禮　必從己始　下言暴妾使余　是也」とある。

傳有罪　若何告無　舍大臣而與小臣謀　一罪也　先君有冢卿以爲師保　而蔑之　二罪也

㊟〝皮冠をとらなかった〟〔上の傳文〕ような類をいう。

傳余以巾櫛事先君　而暴妾使余　三罪也　告亡而已　無告無罪

㊟この時、姜は國〔都〕にいたから、〔宗廟に〕無罪を告

げさせなかったのである。

傳公使厚成叔弔于衛　曰　寡君使瘠　聞君不撫社稷　而越在他竟

注「越」は、遠である。「瘠」は、厚成叔の名である。

附『國語』晉語二「隱悼播越　託在草莽　未有所依」の韋注に「越　遠也」とあるのを參照。

傳若之何不弔　以同盟之故　使瘠敢私於執事

注「執事」とは、衛の諸大夫である。

傳曰　有君不弔

注「弔」は、恤である。

傳有臣不敏

注「敏」は、達である。

附成公九年の傳文「尊君　敏也」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳君不赦宥　臣亦不帥職　增淫發洩　其若之何　衛人使大叔儀對

注「大叔儀」は、衛の大夫である。

傳曰　羣臣不佞　得罪於寡君　寡君不以即刑　而悼棄之以爲君憂　君不忘先君之好　辱弔羣臣　又重恤之

注「重恤」とは、羣臣の不行届きをあわれんだことをいう。

傳敢拜君命之辱　重拜大貺

注"重恤"を賜わったことに拜謝する、ということである。

傳厚孫歸　復命　語臧武仲曰　衛君其必歸乎　有大叔儀以守

注國で留守居している、ということである。

傳有母弟鱄以出　或撫其內　或營其外　能無歸乎　齊人以郲寄衛侯

注「郲」は、齊が滅した郲國である。

附六年に「十有二月齊侯滅萊」とある。

傳及其復也　以郲糧歸

注衛侯が貪欲だったことを言ったのである。

傳右宰穀從而逃歸　衛人將殺之

注「穀」は、衛の大夫である。君につき從ったから、殺そうとしたのである。

傳辭曰　余不說初矣

注はじめ君につき從ったのは、悅んでのこと〔本意〕ではなく、やむを得なかったからである、ということである。

附異說として、陸粲『左傳附注』に「言己初雖從君以出今自悔焉　不復以曩事爲喜　故云不說初也」とある。

傳余狐裘而羔袖

注全身ことごとく善だが、惡も少しある、ということであり、自分は君につき從って出たけれども、その罪は多くない、ということを喩えたのである。

傳乃赦之　衛人立公孫剽

㊟「剽」は、穆公の孫である。

㊳孫林父甯殖相之　以聽命於諸侯

㊟盟會の命を受けたのである。

㊳衛侯在郲　臧紇如齊唁衛侯　衛侯與之言　虐　退而告其人曰　衛侯其不得入矣　其言糞土也　亡而不變　何以復國

㊟武仲（臧紇）のことを（經に）書いていないのは、卿ではなかったからである。

㊥諸本に從って、傳の「與之言」の上に「衛侯」の二字を補う。なお、挍勘記を參照。

㊳子展子鮮聞之　見臧紇　與之言　道

㊟（「道」とは）道理に順っているということである。

㊥『禮記』曲禮上「行脩言道　禮之質也」の注に「言道言合於道」とあるのを參照。なお、楊樹達『讀左傳』に「道卽順也　杜釋爲道理之道　而以順道理增成其義　其失之迂矣　管子君臣篇云　順理而不失之謂道　論衡本性篇引陸賈云　人能察己所以受命　則順　順之謂道　是道卽順也　楚語云　違而道　從而逆　以道與逆爲對文　道逆猶順逆矣」とある。

㊳臧孫說　謂其人曰　衛君必入　夫二子者　或輓之　或推之　欲無入　得乎

㊟二十六年の、衛侯が歸ったこと、のために傳したのである。

㊥二十六年に「甲午衛侯衎復歸于衛」とある。

㊳師歸自伐秦　晉侯舍新軍　禮也　成國不過半天子之軍

㊟「成國」は、大國である。

㊳周爲六軍　諸侯之大者　三軍可也　於是知朔生盈而死

㊟「朔」は、知罃の長子であり、「盈」は、朔の弟である。盈が生まれて朔が死んだのである。

㊥異說として、齊召南『注疏考證』に「按史記索隱引系本云　莊子首生武子罃　罃生莊子朔　朔生悼子盈　盈生文子躒　躒生宣子申　申生知伯瑤　據此　則朔爲罃子　盈爲朔子　朔早卒　未及爲卿　於傳文爲甚順　但其祖首旣謚莊　朔又謚莊　則誤耳　不知杜注何以必指盈爲朔弟也」とある。

㊳盈生六年而武子卒　彘裘亦幼　皆未可立也　新軍無帥故舍之

㊟「裘」は、士魴の子である。十三年に、荀罃と士魴が卒したが、彼らの子（盈と裘）は、いづれもみな幼少で、卿に任じられなかった。だから、新軍に帥がいなくなり、そのまま新軍を廢止したのである。

㊥十三年の傳文に「荀罃士魴卒（中略）新軍無帥」とある。

㊳師曠侍於晉侯

㊟「師曠」は、晉の樂大師の子野である。
㊟昭公八年の傳文に「晉侯問於師曠曰（中略）對曰（中略）叔向曰　子野之言君子哉」とあり、注に「子野　師曠字」とある。なお、『孟子』離婁上「師曠之聰　不以六律不能正五音」の趙注に「師曠　晉平公之樂太師也」とあるのを參照。
傳晉侯曰　衛人出其君　不亦甚乎　對曰　或者其君實甚良君將賞善而刑淫　養民如子　蓋之如天　容之如地　民奉其君　愛之如父母　仰之如日月　敬之如神明　畏之如雷霆　其可出乎　夫君　神之主而民之望也　若困民之主匱神乏祀　百姓絶望　社稷無主　將安用之　弗去何爲天生民而立之君　使司牧之　勿使失性　有君而爲之貳
㊟「貳」とは、卿佐である。
㊟二十二年の傳文に「國卿　君之貳也」とある。傳の「神之主也」の「也」は、諸本に從って、「而」に改める。なお、傳の「若困民之主」の「主」は、「生」の誤りかも知れない。ちなみに、『新序』雜事には「若困民之性」とある。
傳使師保之　勿使過度　是故天子有公　諸侯有卿　卿置側室
㊟「側室」とは、支子の官である。
㊟桓公二年の傳文「卿置側室」の注に「側室　衆子也　得立此一官」とある。また、文公十二年の傳文「趙有側室曰穿」の注に「側室　支子」とある。
傳大夫有貳宗
㊟「貳宗」とは、宗子で副貳（輔佐）する者である。
㊟桓公二年の傳文「大夫有貳宗」の注に「適子爲小宗　次子爲貳宗　以相輔貳」とある。
傳士有朋友　庶人工商皁隸牧圉皆有親暱　以相輔佐也　善則賞之
㊟「賞」とは、宣揚することをいう。
傳過則匡之
㊟「匡」は、正である。
㊟『爾雅』釋言に「匡　正也」とあるのを參照。なお、哀公十六年の傳文に「匡正王室」とある。
傳患則救之
㊟その難を救うのである。
傳失則革之
㊟「革」は、更（あらためる）である。
㊟『詩』大雅〈皇矣〉「不長夏以革」の毛傳に「革　更也」とあるのを參照。また、『國語』周語上「工協革」の韋注に「革　更也」とあるのを參照。
傳自王以下　各有父兄子弟　以補察其政
㊟その過誤を補い、その得失を明らかにするのである。

(附)『國語』周語上「親戚補察」の韋注に「補　補過　察察政也」とあるのを参照。

(傳)史爲書

(注)大史が、君が言動をおこせば、（それを必ず）書く、ことをいう。

(附)『漢書』藝文志に「古之王者世有史官　君舉必書　所以愼言行　昭法式也」とあるのを参照。

(傳)瞽爲詩

(注)「瞽」は、盲人である。詩をつくって風刺するのである。

(附)『國語』周語上「瞽獻曲」の韋注に「無目曰瞽」とあるのを参照。また、同「故天子聽政　使公卿至於列士獻詩」の韋注に「獻詩以風也」とあるのを参照。

(傳)工誦箴諫

(注)「工」は、樂人である。箴諫のことばを誦するのである。

(附)注の「工　樂人也」については、四年の傳文「工歌文王之三　又不拜」の注に、同文がみえる。なお、その(附)を参照。

注の「誦箴諫之辭」については、『國語』周語上「矇誦」の韋注に「誦　謂箴諫之語也」とあるのを参照。

(傳)大夫規誨

(注)その君を規正し諫誨するのである。

(附)昭公十六年の傳文「子寧以他規我」の注に「規　正也」とある。また、成公二年の傳文に「抑豈不可諫誨」とある。

(傳)士傳言

(注)士は、身分が低くて、直に進言できないから、君の過失を聞いた場合、大夫にことづけするのである。

(附)『國語』周語上「庶人傳語」の韋注に「庶人卑賤　見時得失不得達　傳以語王也」とあるのを参照。

(傳)庶人謗

(注)庶人は、政事に關與しないから、君の過ちを聞いた場合、（外で）誹謗する（そしる）ことが出來るのである。

(附)『說文』に「誹　謗也」とあるのを参照。また、『國語』周語上「厲王虐　國人謗王」の韋注に「謗　誹也」とあるのを参照。

なお、注の「則」は、校勘記を参照して、「得」に改める。

(傳)商旅于市

(注)「旅」は、陳（ならべる）である。自分の商品をならべて、その時々に何が貴ばれている（はやっている）かを示すのである。

(附)『禮記』王制に「命市納賈　以觀民之所好惡　志淫好辟」とあり、注に「市　典市者　賈謂物貴賤厚薄也　質則用物貴　淫則侈物貴　民之志淫邪　則其所好者不正」とあ

るのを参照。ちなみに、昭公三年の傳文に「公笑曰　子近市　識貴賤乎　對曰　既利之　敢不識乎　公曰　何貴何賤　於是景公繁於刑　有鬻踊者　故對曰　踊貴屨賤（中略）景公爲是省於刑」とある。なお、注の「旅　陳也」については、莊公二十二年の傳文「庭實旅百」の注に、同文がみえる。

なお、異說として、王引之『經義述聞』に「旅讀鴻臚之臚　陳言也　傳言也　晉語　風聽臚言於市　韋昭注曰　臚　傳也　采聽商旅所傳善惡之言　是也　周語曰　庶人傳語　此傳上文曰　士傳言　竝與臚言同義　韋注庶人傳語曰　庶人卑賤　見時得失不得達　傳以語王也　杜注士傳言曰　士卑不得徑達　聞君過失　傳告大夫　然則商人亦卑賤不能徑達　故傳言于市　以待上之風聽與　漢書賈山傳　古者聖王之制　史在前書過失　工誦箴諫　瞽誦詩諫　公卿比諫　士傳言諫過　庶人謗於道　商旅議於市　彼文皆取此傳爲之　而末云商旅議於市　則是以旅爲商　殆由誤讀傳文而然　然於市之上增一議字　亦足證商人之以言諫　而非以貨諫矣」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「商旅同義詞連用　易復卦　商旅不行　周禮考工記　通四方之珍異以資之謂之商旅　禮記月令　易關市　來商旅　皆可證　此句商旅于市　承上省一動詞　漢書賈山傳　庶人謗於道　商旅議於市　增一議字以解此句是也　杜注謂　旅　陳也　陳其貨物云云　王引之述聞則讀旅爲臚　謂卽傳言　皆誤以旅爲動詞」とある。

傳百工獻藝

注自分の技藝を獻じて、政事をさとすのである。

附下の傳文に「工執藝事以諫」とあり、注に「所謂獻藝」とある。

傳故夏書曰　遒人以木鐸徇于路

注（「夏書」は）逸書である。「遒人」は、行人（使者）の官である。「木鐸」は、舌を木でつくった金屬の鈴である。「路にふれまわった」とは、歌謠の言を求めたのである。

附注の「逸書」については、莊公八年の傳文「夏書曰　皐陶邁種德」の注に「夏書　逸書也」とある。なお、その附を參照。ちなみに、この句は、僞古文の〈胤征〉に拾われており、その僞孔傳に「遒人　宣令之官　木鐸　金鈴木舌　所以振文教」とある。

傳官師相規

注「官師」は、大夫である。自分達で互いに規正しあったのである。

附注の「官師　大夫」については、『國語』吳語「行頭皆官師」の韋注に「三君皆云　官師　大夫也」とあるのを參照。なお、異說として、王引之『經義述聞』に「楚語

在輿有旅賁之規　位宁有官師之典　韋注曰　師　長也
引之謹案　左傳之官師與工竝舉　楚語之官師與旅賁竝
舉　乃是官之小者　襄十五年傳　官師從單靖公逆王后于
齊　卿不行　非禮也　杜彼注曰　官師　劉夏也　天子官
師　非卿也　正義曰　釋例云　元士中士稱名　劉夏石尚
是也　是天子之官師非卿　祭法　官師一廟　鄭注曰　官
師　中士下士　賈子階級篇曰　古者聖王制爲列等　內有
公卿大夫士　外有公侯伯子男　然後有官師小吏　施及庶
人　以上三說　皆不以官師爲大夫」とある。
注の「自相規正」については、僞孔傳に「更相規闕」と
あるのを參照。なお、異說として、『會箋』に「規者規
君也　非衆官自相規闕也　故文義與下文諫字相對」とあ
る。

傳工執藝事以諫

注（上の）所謂「獻藝」である。

附上の傳文に「百工獻藝」とあり、注に「獻其技藝以喩政
事」とある。

傳正月孟春　於是乎有之　諫失常也

注（「有之」とは）〝道人が路にふれまわる〟という事が
あった、ということである。

傳天之愛民甚矣　豈其使一人肆於民上

注「肆」は、放（ほしいままにする）である。

附二十三年の傳文「不可肆也」等の注に、同文がみえる。
なお、『國語』越語下「肆與大夫觴飲」の韋注に「肆
放也」とあるのを參照。

傳以從其淫　而棄天地之性　必不然矣

注傳は、師曠がよく問いにしたがって率直に意見を述べた、
ことをほめているのである。

傳秋楚子爲庸浦之役故

注前年にある。

附十三年の傳文に「吳侵楚（中略）戰于庸浦　大敗吳師」
とある。

傳子襄師于棠　以伐吳　吳不出而還　子襄殿

注「殿」は、軍後（しんがり）である。

附二十六年の傳文「晉人寘諸戎車之殿　以爲謀主」の注に
「殿　後軍」とある。なお、『論語』雍也「奔而殿」の
〈集解〉に「馬曰　殿　在軍後　前曰啓　後曰殿」とあ
るのを參照。

傳以吳爲不能而弗儆　吳人自皐舟之隘要而擊之

注「皐舟」は、吳のけわしい道である。

附『文選』卷第三張平子〈東京賦〉「不恃隘害」の薛綜注
に「隘　險也」とあるのを參照。

傳楚人不能相救　吳人敗之　獲楚公子宜穀

㊟傳は、備えをしなければ、戰〔いくさ〕は出來ない、ということを言っているのである。

㊟隱公五年の傳文に「君子曰　不備不虞　不可以師」とある。

㊟王使劉定公賜齊侯命

㊟齊と緣組しようとしていたからである。「定公」は、劉夏である。位は低かったが、有能であったため、使ったのである。傳が謚を稱しているのは、死後の稱謂を擧げたのである。

㊟十五年に「劉夏逆王后于齊」とあり、注に「劉　采地　夏　名也　天子卿書字　劉夏非卿　故書名」とある。

㊟曰　昔伯舅大公右我先王　股肱周室　師保萬民　世胙大師　以表東海

㊟「胙」は、報であり、「表」は、顯である。東海に目立たせ封じて、大師の功に報いた、ことをいう。

㊟隱公八年の傳文「胙之土而命之氏」の注に「報之以土」とある。また、二十九年の傳文「表東海者　其大公乎」の注に「大公封齊　爲東海之表式」とある。

㊟王室之不壞　繄伯舅是賴

㊟「繄」は、發聲である。

㊟隱公元年の傳文「繄我獨無」の注に「繄　語助」とある。

なお、その㊟を參照。

なお、疏に「服虔本壞作懷　解云　懷　柔也　繄　蒙也　賴　恃也　王室之不懷柔諸侯　恃蒙齊桓之匡正也　孫毓云　案舊本及賈氏皆作壞」とある。

㊟今余命女環

㊟「環」は、齊の靈公の名である。

㊟茲率舅氏之典　纂乃祖考　無忝乃舊　敬之哉　無廢朕命

㊟「纂」は、繼である（『爾雅』釋詁）。結婚に因んで（いたずらに）ほめたたえた、ということであり、（つまり）傳は、王室が、（眞に）功勞のある者に命を與えることが出來なかった、ことを言っているのである。

㊟上の注に「將昏於齊故也」とある。

㊟晉侯問衞故於中行獻子

㊟衞が君を追い出したのを討つべきかどうか、たづねたのである。「獻子」は、荀偃である。

㊟九年の傳文に「范匄少於中行偃」とある。

㊟對曰　不如因而定之　衞有君矣

㊟剽がすでに立っていることをいう。

㊟上の傳文に「衞人立公孫剽」とある。

㊟伐之　未可以得志　而勤諸侯　史佚有言曰　因重而撫之

㊟重くて動かせないものは、そのままで安撫する、という

ことである。

(附)『說文』に「因　就也」とあるのを參照。

(傳)仲虺有言曰　亡者侮之　亂者取之　推亡固存　國之道也

(注)「仲虺」は、湯王の左相である。

(附)宣公十二年の傳文「仲虺有言曰　取亂侮亡」の注に「仲虺　湯左相　薛之祖奚仲之後」とある。なお、その(附)を參照。

(傳)君其定衛以待時乎

(注)衛が亂れる時を待ち、そこで伐つ、ということである。

(傳)冬會于戚　謀定衛也

(注)剽を立てたことを（公式に）認定するためである。

(傳)范宣子假羽毛於齊而弗歸　齊人始貳

(注)析いた羽の（旗）を「旌」といい、王者の游車に建てるものであるが、齊はひそかにこれを所有し、そのため、これを「羽毛」と（別の名稱で）呼んでいた。宣子が聞きつけて、これを借覽したのである。

(附)『周禮』司常に「全羽爲旞　析羽爲旌」とあり、注に「全羽析羽　皆五采　繫之於旞旌之上　所謂注旄於干首也」とあり、また、「道車載旞　斿車載旌」とあり、注に「道車　象路也　王以朝夕燕出入　斿車　木路也　王以田以鄙」とあるのを參照。なお、『爾雅』釋天に「注旄首曰旌」とあり、『說文』に「旌　游車載旌　析羽注旄首」とあるのも參照。

なお、按勘記に「案毛乃旄之誤　當改正　注同　經典旄誤爲毛者　不止此一處也」とある。ちなみに、定公四年の傳文に「晉人假羽旄於鄭　鄭人與之」とあり、注に「析羽爲旌　王者遊車之所建　鄭私有之　因謂之羽旄　借觀之」とある。

(傳)楚子囊還自伐吳　卒　將死　遺言謂子庚　必城郢

(注)楚は、郢に都を遷したが、城郭がなく、（その後）公子燮と公子儀が築城にかこつけて亂をおこし、（築城の）事は、終えられないままであった。子囊はそれを終えようとしたが、暇がなかったから、遺言して意を示したのである。

(附)文公十四年の傳文に「楚莊王立　子孔潘崇將襲羣舒　使公子燮與子儀守　而伐舒蓼　二子作亂　城郢　而使賊殺子孔　不克而還」とある。

(傳)君子謂　子囊忠　君薨不忘增其名

(注)前年に、君の謚を「共」とした、ことをいう。

(附)十三年の傳文に「秋楚共王卒　子囊謀謚　大夫曰　君有命矣　子囊曰　君命以共　若之何毀之　赫赫楚國　而君臨之　撫有蠻夷　奄征南海　以屬諸夏　而知其過　可不

謂共乎　請謚之共　大夫從之」とある。

傳將死　不忘衛社稷　可不謂忠乎　忠　民之望也　詩曰　行歸于周　萬民所望　忠也

㊟「詩」は、小雅（都人士）である。忠信を「周」という。徳行が忠信に歸すれば、萬民に仰ぎ望まれる、ということである。

㊟毛傳に「周　忠信也」とあり、鄭箋に「都人之士所行要歸於忠信　其餘萬民寡識者　咸瞻望而法倣之」とあるのを參照。また、『國語』魯語下に「忠信爲周」とあるのを參照。

なお、〈都人士〉の疏に「服虔曰　逸詩也　都人士首章有之」とあり、ついで「禮記注亦言毛氏有之　三家則亡　今韓詩實無此首章　時三家列於學官　毛詩不得立　故服以爲逸」とある。なお、李貽德『春秋左傳賈服注輯述』に「服云逸詩者　以三家詩無此詩也　云都人士首章有之者　從毛氏本也」とあるのを參照。

〔襄公十五年〕

經十有五年春宋公使向戌來聘　二月己亥及向戌盟于劉

㊟疏に引く『釋例』に「劉　地闕」とある。

經劉夏逆王后于齊

㊟「劉」は采地で、「夏」は名である。天子の卿には字（あざな）を書く。劉夏は卿ではなかったから、名を書いているのである。天子には外がないため、命じたことはその場で成立するから、「逆女」と言わないのである。

㊟注の「天子無外云云」については、桓公八年「祭公來遂逆王后于紀」の注に「天子無外　故因稱王后」とある。なお、その㊟を參照。

經夏齊侯伐我北鄙　圍成　公救成　至遇

㊟傳はない。「遇」は、魯地である。「至遇」と書いているのは、公が齊を畏れて、成まで行くことはしなかった、からである。

㊟公羊傳文に「其言至遇何　不敢進也」とあるのを參照。

經季孫宿叔孫豹帥師城成郛

㊟齊に備えたのだから、夏に城いても、例の譏りの對象にはならない。

㊟隱公七年の傳文に「夏城中丘　書　不時也」とある。なお、莊公二十九年の傳文に「凡土功　龍見而畢務　戒事也　火見而致用　水昏正而栽　日至而畢」とあるのを參照。

経 秋八月丁巳日有食之

注 傳はない。八月ならば、丁巳（の日）はない。丁巳ならば、七月一日である。日か月か（のどちらか）が誤っているに違いない。

経 邾人伐我南鄙

経 冬十有一月癸亥晉侯周卒

注 （名を書いているのは）四たび同盟した（からである）。

附 僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也」とある。

傳 十五年春宋向戌來聘　且尋盟

注 二年の豹の聘に返禮し、十一年の亳の盟を温めなおしたのである。

附 二年に「叔孫豹如宋」とあり、十一年に「秋七月己未同盟于亳城北」とある。

傳 見孟獻子　尤其室

注 「尤」は、責過（せめとがめる）である。

附 『論語』爲政「多聞闕疑　愼言其餘　則寡尤」の〈集解〉に「包曰　尤　過也」とあるのを參照。

傳 曰　子有令聞而美其室　非所望也　對曰　我在晉　吾兄爲之　毀之重勞　且不敢聞

注 傳は、獻子が、兄と仲よくし、しかも、實情をかくさなかった、ことを言っているのである。

附 『論語』爲政に「書云　孝乎惟孝　友于兄弟　施於有政」とあるのを參照。

傳 官師從單靖公逆王后于齊　卿不行　非禮也

注 「官師」とは、劉夏のことである。天子の官師は、卿ではない。劉夏だけが魯にたちよって結婚のことを知らせたから、（經に）單靖公を書いていないのである。天子は、自身では結婚のことに關與せず、上卿に迎えさせ、公にそれを監視させる。だから、「卿が行かなかったのは、非禮である」と言っているのである。

附 注の「天子官師　非卿也」については、疏に引く『釋例』に「元士中士稱名　劉夏石尙是也　下士稱人　公會王人于洮是也」とある。なお、『禮記』祭法「官師一廟」の注に「官師　中士下士」とあるのを參照。

注の「劉夏獨過魯告昏」については、公羊傳文に「外逆女不書　此何以書　過我也」とあり、穀梁傳文に「過我故志之也」とあるのを參照。

注の「天子不親昏云云」については、桓公八年「祭公來遂逆王后于紀」の疏に「異義公羊說　天子至庶人　皆

親迎　左氏說　王者至尊　無敵體之義　不親迎」とあるのを參照。また、この年の公羊の何注に「禮　逆王后當使三公」とあるのを參照。

なお、異說として、安井衡『左傳輯釋』に「桓八年　祭公來　遂逆王后于紀　傳曰　禮也　杜彼注云　卿不書舉重略輕　蓋據此傳爲說也　然天子使卿逆后　而公監之　則卿是專職　公特監之而已　彼經不應獨書監之者　而略主逆者矣　此注云　夏獨過魯告昏　故不書單靖公　果如其說　是春秋重告魯　而輕逆於齊　傳何以言卿不行非禮也　反覆思之　蓋單子公爵　而官於卿　卿不行之卿　卽指單靖公　初劉夏從單靖公　逆王后于齊　單途留不行　獨使劉逆之　故經書劉夏逆王后于齊以貶之　而傳釋之曰　卿不行　非禮也　使上卿逆而公監之　經傳及禮經中未見其文　杜不能解此傳　遂臆造是禮耳」とある。

傳 楚公子午爲令尹

㊟ 子囊に代わったのである。

附 五年の傳文に「楚子囊爲令尹」とある。

傳 公子罷戎爲右尹　薳子馮爲大司馬

㊟ 「子馮」は、叔敖の從子（おい）である。

附 疏に「案世本　薳艾獵是孫叔敖之兄　馮是艾獵之子」とあるのを參照。なお、宣公十一年の傳文「令尹薳艾獵城沂」の注には「艾獵　孫叔敖也」とあって、ここの注と齟齬している。

傳 公子槖師爲右司馬　公子成爲左司馬　屈到爲莫敖

㊟ 「屈到」は、屈蕩の子である。

附 『國語』楚語上「屈到嗜芰」の韋注に「屈到　楚卿屈蕩之子子夕」とあるのを參照。

傳 公子追舒爲箴尹

㊟ 「追舒」は、莊王の子の子南である。

附 二十一年の傳文「乃使子南爲令尹」の注に「子南　公子追舒也」とある。

傳 屈蕩爲連尹　養由基爲宮廐尹　以靖國人　君子謂　楚於是乎能官人　官人　國之急也　能官人　則民無覬心

㊟ 高望みして僥倖を求めることがない、ということである。

附 桓公二年の傳文に「是以民服事其上而下無覬覦」とあり、注に「下不冀望上位」とある。

なお、疏に「服虔云　連尹　射官　言射相連屬也」とある。

傳 詩云　嗟我懷人　寘彼周行　能官人也

㊟ 「詩」は、周南（卷耳）である。「寘」は、置であり、「行」は、列であり、「周」は、徧である。詩人は、嘆息して、〝私は、賢人を得てこれを置き、あまねく列位をうずめたい、と思（いねが）っている〟と言ったので

あり、つまり、（詩人が代辯する）后妃の心意は、官職の（適切な）人選を緊要事と考えていた、ということである。

(附)毛傳に「懷　思　寘　置　行　列也」とあるのを參照。また、詩序に「卷耳　后妃之志也　又當輔佐君子　求賢審官　知臣下之勤勞　內有進賢之志　而無險詖私謁之心　朝夕思念　至於憂勤也」とあるのを參照。

(傳)王及公侯伯子男　甸采衞大夫　各居其列　所謂周行也

(注)王をはじめとして、諸侯や大夫たちが、それぞれ、しかるべき職務をつとめれば、これこそ、詩人の（所謂）「あまねく列位をうずめたい」という心意（にかなうもの）である、ということである。「甸」・「采」・「衞」は、五服の名稱である。天子が居住する千里（四方）を「圻」といい、その外を「侯服」といい、さらにその外を「甸服」といい、さらにその外を「男服」といい、さらにその外を「采服」といい、さらにその外を「衞服」といい、五百里を一服とする。（ここで）「侯」・「男」を言っていないのは、略舉したのである。

(附)『周禮』職方氏に「方千里曰王畿　其外方五百里曰侯服　又其外方五百里曰甸服　又其外方五百里曰男服　又其外方五百里曰采服　又其外方五百里曰衞服」とあるのを參照。また、『書』康誥に「侯甸男邦采衞」とあり、僞孔傳に「此五服諸侯　服五百里　侯服去王城千里　甸服千五百里　男服去王城二千里　采服二千五百里　衞服三千里」とあるのを參照。

(傳)鄭尉氏司氏之亂　其餘盜在宋

(注)亂は、十年にある。

(附)十年の傳文に「初子駟與尉止有爭（中略）初子駟爲田洫　司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉　故五族聚羣不逞之人　因公子之徒以作亂」とある。

(傳)鄭人以子西伯有子產之故　納賂于宋

(注)三子の父がいづれもみな尉氏に殺されたからである。

(附)十年の傳文に「冬十月戊辰尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥賊以入　晨攻執政于西宮之朝　殺子駟子國子耳」とある。また、同年の傳文「子西聞盜」の注に「子西　公孫夏子駟子」とあり、「子產聞盜」の注に「子國子」とある。また、昭公七年の傳文に「趙景子問焉　曰　伯有猶能爲鬼乎　子產曰（中略）況良霄　我先君穆公之胄　子良之孫　子耳之子」とある。

(傳)以馬四十乘

(注)百六十匹である。

(附)閔公二年の傳文「歸公乘馬祭服五稱牛羊豕雞狗皆三百與門材」の注に「四馬曰乘」とある。

傳 與師茷師慧

注 （「師」は）樂師である。「茷」・「慧」は、その名である。

附 十一年の傳文「鄭人賂晉侯以師悝師觸師蠲」の注に「悝 觸蠲 皆樂師名」とある。

傳 三月公孫黑爲質焉

注 「公孫黑」は、子晳である。

附 二十九年の傳文に「鄭伯有使公孫黑如楚 辭曰 楚鄭方惡 而使余往 是殺余也 伯有曰 世行也 子晳曰 可則往 難則已 何世之有」とある。

傳 司城子罕以堵女父尉翩司齊與之 良司臣而逸之

注 賢であるとして、ときはなしたのである。

附 成公十六年の傳文「乃逸楚囚」の注に「逸 縱也」とある。

傳 託諸季武子 武子寘諸卞

注 子罕が司臣を季氏に託したのである。

傳 鄭人醢之三人也

注 「三人」とは、堵女父・尉翩・司齊である。

傳 師慧過宋朝 將私焉

注 「私」は、小便である。

傳 其相曰 朝也

注 （「相」とは）樂師を輔助する者である。

附 『論語』衛靈公に「師冕見 及階 子曰 階也 及席 子曰 席也 皆坐 子告之曰 某在斯 某在斯 師冕出 子張問曰 與師言之道與 子曰 然 固相師之道也」とあるのを參照。

傳 慧曰 無人焉 相曰 朝也 何故無人 慧曰 必無人焉 若猶有人 豈其以千乘之相易淫樂之矇 必無人焉故也

注 「千乘の相」とは、子産たちをいう。子産のために（自主的に）三人の盜を殺すことをせず、贈物をもらって彼らを歸したのは、淫樂を重んじて國相を輕んじた所行である、ということである。

傳 子罕聞之 固請而歸之

注 子罕がよく過ちを改めたことを言っているのである。

傳 夏齊侯圍成 貳於晉故也

注 霸主を畏れなかったから、大胆に魯を伐ったのである。

傳 於是乎城成郛

注 「郛」は、郭である。

附 僖公十二年の傳文「春諸侯城衛楚丘之郛 懼狄難也」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳 秋邾人伐我南鄙

注 （齊と同じく、邾も）また晉に叛いたからである。

傳使告于晉　晉將爲會以討邾莒

注（莒については）十二年と十四年に莒人が魯を伐ち、そのことを未だとがめていなかった（からである）。

附十二年に「春王三月莒人伐我東鄙　圍台」とあり、十四年に「莒人侵我東鄙」とある。

傳晉侯有疾　乃止　冬晉悼公卒　遂不克會

注明年の、溴梁で會したこと、のために傳したのである。

附十六年に「三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于溴梁」とある。

傳鄭公孫夏如晉奔喪　子蟜送葬

注「夏」は、子西である。諸侯が晉を畏れ、そのため卿が葬儀に參列した、ことを言っているのである。

附注の前半については、十年の傳文「子西聞盜　不儆而出」の注に「子西　公孫夏」とある。

注の後半については、昭公三十年の傳文に「先王之制　諸侯之喪　士弔　大夫送葬」とある。

傳宋人或得玉　獻諸子罕　子罕弗受　獻玉者曰　以示玉人

注「玉人」とは、よく玉を治める（みがく）者である。

附下の傳文に「使玉人爲之攻之」とあり、注に「攻　治也」とある。

傳玉人以爲寶也　故敢獻之　子罕曰　我以不貪爲寶　爾以玉爲寶　若以與我　皆喪寶也　不若人有其寶　稽首而告曰　小人懷璧　不可以越鄉

注きっと盜賊に危害を加えられる、ということである。

附桓公十年の傳文に「周諺有之　匹夫無罪　懷璧其罪」とあり、注に「人利其璧　以璧爲罪」とある。

傳納此以請死也

注（「請死」とは）死を免れることを請う、ということである。

傳子罕寘諸其里　使玉人爲之攻之

注「攻」は、治である。

附『周禮』考工記總敘「凡攻木之工七」の注に「攻猶治也」とあるのを參照。また、『呂氏春秋』士容論〈上農〉「農攻粟　工攻器　賈攻貨」の高注に「攻　治也」とあるのを參照。

傳富而後使復其所

注（「富」とは）玉を賣って富を得た、ということである。

附『周禮』大宰「以九職任萬民」の疏に「服氏云　富　賣玉得富」とあるのを參照。

傳十二月鄭人奪堵狗之妻　而歸諸范氏

注「堵狗」は、堵女父の一族である。狗は晉の范氏から娶

っていたが、鄭人は、女父を誅殺すると、狗が范氏にたよって亂をおこすことを畏れたから、その妻を奪って范氏にかえし、先んじてそれを絶ったのである。傳は、鄭が謀略に長けていたことを言っているのである。